

# 学校いじめ防止基本方針（改訂版）

豊中市立島田小学校

平成30年（2018年）3月5日

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人権尊重の精神に基づき、知徳体の調和のとれた児童の育成」を教育目標としており、そのために人権教育に重点をおいて取り組んでいる。けれども、コミュニケーションの力が体の発育と同調せず、十分に身につけていない児童がいる。また、互いを思いやり、自己有用感を感じることができる児童も多いが、相手の気持ちを深く考えない言動から、残念ながら、毎年数件のいじめ事案が生起している。いじめは子どもたちの心を深く傷つける重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、島田小学校では絶対にいじめを許さない、いじめは許されないことを子どもたちとともに確認し、いじめ撲滅を目標に掲げ、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

## 2 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- インターネットや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

## 3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「いじめ・不登校対策委員会」（以下、「いじめ対策委員会」）

(2) 構成員

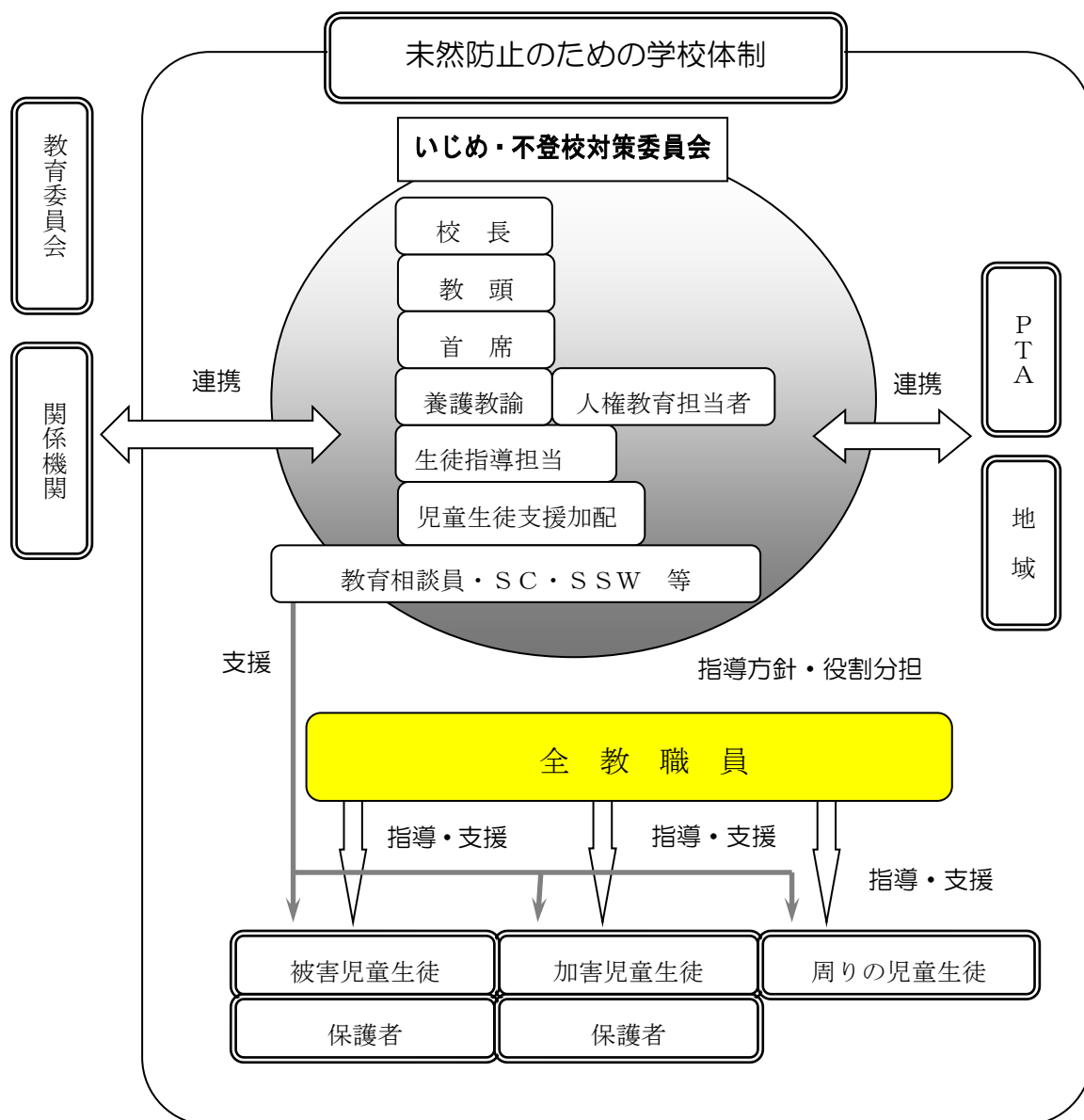
校長、教頭、首席、当該児童担任、学年所属教諭、生徒指導担当者、各学年代表（学年生指）、養護教諭、人権教育担当者、《（事象の深刻度合い、必要に応じて）SC、SSW、教育委員会指導主事、市教育センター教育相談係、池田子ども家庭相談係など》

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発・事案対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

※いじめ対策委員会は、最重点の取り組みとして、毎月1回、欠席や遅刻が多い児童、学校での様子

が気になる児童に関して情報共有、指導対策検討を行う。当該児童への聞き取り、まわりの児童の働きかけ、いじめにつながる行動への指導方法を絶えず確認、見直しをする。また、外部機関へつなげるかなど検討する。なお、話し合われた内容は職員会議で全職員に報告し、情報共有する。



4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

豊中市立島田小学校 いじめ防止年間計画					
	1・2年	3・4年	5・6年	学校全体	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護者・児童へのいじめ相談窓口周知</li> <li>「学校いじめ防止基本方針」の確認（周知）</li> <li>前年度からの引き継ぎ事項により把握された児童状況の集約</li> </ul>			↑ 教育相談・ケース会議（必要に応じて） ↓	<b>第1回いじめ対策委員会</b> 年間計画の確認 「学校いじめ防止基本方針」の確認
	人権学習（友だちづくり）	人権学習（仲間づくり）	人権学習（集団づくり）		
5月	1・2年合同校外学習 （社会性・協調性の育成）	3・4年合同校外学習 （社会性・協調性の育成）	6年修学旅行 （社会性・協調性の育成）		<b>第2回いじめ対策委員会</b> ・気になる児童に関して情報共有、分析、指導対策検討、戦略立案 ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」周知
	・スマイルランド(朝の15分、異学年交流活動)				
	協力の大切さを理解する。	協力の大切さを理解し、実践、相互理解を深める。	協力の大切さを理解し、実践、相互理解を深める。		
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケートの実施・回収・個人面談（児童） →アンケート結果・個人面談に基づくいじめ事案への対応</li> <li>わくわくフェスティバル(全校子ども祭り) （協力の大切さを理解し、実践する。相互理解を深める。）</li> </ul>				<b>第3回いじめ対策委員会</b> ・報告・対策検討 ・学校生活アンケートの集約及び分析  人権講演会(PTA、教職員)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>二者面談（保護者） （家庭での様子の把握と学校生活の情報共有）</li> <li>特別活動（1学期の振り返り）</li> </ul>				教職員間による研究授業、公開授業（わかる授業づくりの推進）
7月			林間学舎(5年) （社会性、協調性の育成）		<b>第4回いじめ対策委員会</b> ・報告・対策検討 ・二者懇談によって把握された児童の状況の集約  ・1学期いじめ状況調査（市教委）
8月	特別活動（行事への取り組みと友だちづくり）	特別活動（行事への取り組みと仲間づくり）	特別活動（行事への取り組みと集団づくり）		「いじめ防止」校内研修
9月	・運動会			<b>第5回いじめ対策委員会</b> ・報告・対策検討	

10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケートの実施・回収・個人面談（児童） →アンケート結果・個人面談に基づくいじめ事案への取組</li> <li>・人権参観（児童が人権について考え・意見を交流する。）</li> </ul>			↑	<b>第6回いじめ対策委員会</b> ・報告・対策検討 ・学校生活アンケートの集約及び分析
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スマイルランド(朝の15分、異学年交流活動)</li> </ul>				
11月	協力の大切さを理解)	協力の大切さを理解、実践。相互理解を深める。	協力の大切さを理解、実践。相互理解を深める。	↑	<b>第7回いじめ対策委員会</b> ・報告・対策検討
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習発表会</li> </ul>				
12月	協力の大切さを理解。みんなと一緒にがんばることの楽しさを味わう。	協力の大切さを理解、実践。相互理解を深める。	(協力の大切さを理解、実践。相互理解を深める。自己肯定感、有用感を高める。	↑	<b>第8回いじめ対策委員会</b> ・報告・対策検討 ・2学期いじめ状況調査(市教委)
	保育所児・1年生交流 (優しさ、思いやりを育む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・二者面談（保護者） (家庭での様子の把握と学校生活の情報共有)</li> <li>・特別活動（2学期の振り返り）</li> </ul>			
1月	児童向け人権講演会 (お話を聞いて、自ら考える。)	児童向け人権講演会 (お話を聞いて、自ら考える。)	児童向け人権講演会 (お話を聞いて、自ら人権について考える。)	↑	<b>第9回いじめ対策委員会</b> ・報告・対策検討 ・学校生活アンケートの集約及び分析
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケートの実施・回収・個人面談（児童） →アンケート結果・個人面談に基づくいじめ事案への取組</li> </ul>				
2月	特別活動（1年間の振り返り）			↑	<b>第10回いじめ対策委員会</b> 報告・対策検討  ・3学期いじめ状況調査(市教委)
3月				↓	<b>第11回いじめ対策委員会</b> 報告・対策検討 学校生活アンケートの集約及び分析 年間の取組みの検証

教育相談・ケース会議（必要に応じて）

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、「いじめは絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成していくことが必要である。人権尊重の精神がみなぎっている環境を構築するため、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また、児童が学校生活を送る上で一番基本的に重要なことは、子ども一人一人が、『学校は安心できるし、安全なところだ。』と感じることである。そのことが一人一人に保障される中で、学習においても、友達関係作りにおいても、生産的なプラスの活動が行われる。

従って、島田小学校の全教職員は現在も以下の組織で、いじめの未然防止を図っている。

### 2 いじめの防止のための措置

#### (1) いじめについての共通理解

児童・保護者に「学校いじめ防止基本方針」「“いじめ”ゆるしま<sup>テン</sup>10！」の周知・確認をする。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、道徳的判断力や実践力を高める道徳の授業の充実を図るとともに、特別活動における学級活動や異学年交流活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身につけさせる。

#### 《具体的な取り組み》

- ・すべての教育活動、また、道徳の授業において、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。
- ・学校行事や体験活動などで一人一人が活躍できる場をつくり、自己有用感を持たせる。
- ・「わかる・できる」授業の実践に努め、成就感や充実感を持てる授業の実践
- ・いじめについて児童が主体的に考え、議論する授業の実践

## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあった児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れたりするあまり訴えることができないことが多い。そのため隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることがおおい。本校では、普段から児童とのかかわりを大切にし、信頼関係の構築に努め、児童の些細な変化に気づくようにすることが大切であるとする。なお、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づいて速やかに対応することが、早期発見の基本である。

### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 各学期に1回ずつ、年に3回学校生活アンケートと個人面談を実施し、児童の実態を十分把握するとともに、その結果の検証および組織的な対処方法をいじめ対策委員会で話し合う。
- (2) 日常の観察として、休み時間や放課後の雑談の中で、児童の様子に目を配り、個人ノート、生活ノート、日記などから児童理解に努める。また、保護者との個人面談や家庭訪問の機会を活用し、児童の実態や状況を把握する。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。教育相談員やSC、SSWによる相談、保健室や電話相談窓口について、広く周知する。
- (4) 保護者や地域と連携して児童を見守るため、日頃からいじめ問題に対する学校の考え方や取り組みを周知し、共通認識に立った上でいじめの発見及び情報提供に協力を求める。

## 第4章 いじめに対する措置

### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報をうけた場合には、速やかに組織的に対応する。被害児童やいじめを知らせてきた児童を守り通すと共に事実確認を行い、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼をおいた指導を行うことが大切である。

### 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

#### (2) 組織的な対応

- ・教職員は一人で抱え込まず、速やかに他の教職員や管理職等に報告し、即日、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

- ・事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

いじめ対策委員会で情報共有を行った後は、組織的に対応方針を徹底し、被害児童を守り通す。

#### (3) 被害・加害の保護者への連絡

事実関係（いつ、誰から行われたか、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）を迅速に確認し、家庭訪問等により、丁寧に伝える。

#### (4) 安心できる環境の確保

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人、スクールカウンセラー等）と連携し、いじめ対策委員会が中心となって対応する。



#### (5) いじめた児童への対応

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・必要に応じて、いじめた児童の個別指導や出席停止制度を活用する。
- ・いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るよう、継続的な指導が必要である。

#### (6) いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの解消は、以下の2つの要件が必要とする。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

- ① いじめに係る行為が止んでいることを担任や関係教員が注視し、3か月を経過した段階で、いじめ対策委員会に報告し、判断する。
- ② 被害児童とその保護者と面談等により、心身の苦痛を感じていないことを現認する。

#### (7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえば、いじめを止めることができなくても、誰かに伝える勇気を持つよう伝える。また、情報を受けた教員は即日対応することを約束する。

「いじめは絶対に許されない行為」であり、「同調した場合も加担した行為」であることを確認し、好ましい集団づくりを進めていく。

### 3 いじめられた児童又はその保護者への支援

「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、徹底して守る通すことや秘密を守ることを約束し、状況に応じて複数の教職員の協力の下、見守りを行う。また、スクールカウンセラーや外部専門家に協力を得て、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等の後遺症へのケアを行う。

#### 4 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダに削除要請をする。
- (2) 書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携をはかる。
- (3) いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、被害児童の精神的ケア等必要な措置を講ずる。
- (4) また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめるとともに、保護者にも懇談等で理解と協力を求める。

### 第5章 その他

#### 1 地域との連携

地域に対して、いじめ問題の重要性の認識を広める。必要に応じて学校便りを配布するなど、緊密な連携協力を図る。地域の関係団体などといじめ問題について協議する機会を設けたり学校評議員会を活用したりするなど地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

#### 2 関係機関との連携

いじめ問題の対応は常に市教育委員会に報告を行い、連携をとりながら進める。また、重大事案や解決が困難な事案に関しては、関係諸機関と連携し、速やかに対応する。

特に、学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に所轄の警察署や少年サポートセンターに相談するなど「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（大阪府ホームページより）を参考にして、外部機関とも連携する。

### 3 教職員の研修の充実

全ての教職員で共通理解を図るため、いじめをはじめとする生活指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。また、教育相談員などの専門家を講師として招聘して研修を行い、具体的な事例研究などを計画的に実施するなど、教職員の研修の充実を図る。